

き ず な
代 表 質 問

議会事務局
処 理 欄

令和6年8月19日 10時00分 受付
質 問 順 位 第 1 番

武豊町議会議長 青木 信哉 殿

武豊町議会議員 石原 壽朗

一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和6年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質 問 事 項

質問の要旨(具体的にご記入願います)

1. 収納率の向上について

【趣旨説明】

地方自治体には、住民税や固定資産税、都市計画税、軽自動車税のほかにも、国民健康保険税や介護保険料、水道料金、給食費など多くの債権がある。このような債権の徴収業務は、自治体の歳入確保の根幹を担うもので、武豊町においても、コンビニ収納やスマートフォン決済アプリの導入など、多様な収納チャンネルを設け、納付しやすい環境整備が進められている。

しかし、将来的にも徴収が見込めないとして令和5年度に不納欠損処理をしたものが、その一部だけでも、町民税164人約661万円、固定資産税・都市計画税で37人約191万円、軽自動車税30人約29万円、国民健康保険税78人約659万円、介護保険普通徴収保険料33人約151万円、保育所運営費保護者負担金6人約23万円、水道料金46人約14万円となっている。

そのほかにも過年度にわたる多額の収入未済額もあり、「税の公平性」から未納者や滞納者には、十分な配慮とともに、厳格な対応が求められる。

そこで、武豊町の収納率の向上について、以下4点を質問する。

【質問事項】

①各課においてきめ細やかな収納対応がとられていると思うが、どのような手段をもって収納率の向上を図っているのか。現状の取り組みについて伺う。

②武豊町では、担当する業務範囲内で滞納者の情報管理を行っている。例えば収納課での滞納状況や子育て支援課や学校給食センターへ本来納めるべき使用料や負担金などは他の部署と情報共有されることなく、それぞれの課独自での回収が進められている。

本来これらは武豊町として請求しているものであり、滞納者の情報を一元管理することで、家計の状況や他課での滞納状況などが把握でき、徴収の効率化が図られるとともに、よりきめ細やかな対応が可能になると思われる。

滞納者情報の一元化が必要と思うが、町としてどのように考えるか。

③不納欠損において、民法145条による「時効の援用」により債権を消滅させている事例もある。債権回収については、専門的な知識も必要となるが、各課において徴収に関する指導教育などはどのように行われているのか。

④武豊町へ納めるべき税や保険料、使用料などには、時効があるものもあれば永遠に消滅しないものもある。学校給食費などは、20年以上前のものから合計して112件約445万円の収入未済額が担当課で管理されている。

債権回収は専門的な知識が必要なことから、債権回収のマニュアル整備が必要と考えるが、町の考えは。

特に長期間不納欠損処理を継続している学校給食費などは、瀬戸市学校教育課などでも整備されている「未納対応マニュアル」のような債権管理の手順化が必要ではないかと考えるがどうか。